

国民年金

第3号被保険者は配偶者の 転職や退職等によっても 届け出が必要です

国民年金の「第3号被保険者」(厚生年金や共済年金に加入している配偶者に扶養されている20歳以上60歳未満の人)は、本人が就職したときだけでなく配偶者が転職・退職したときなどにも届け出が必要になります。

●第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更: 本人が市役所・町村役場へ届け出が必要

・配偶者が退職、死亡、65歳になったとき

・本人の収入増、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったとき

●第3号被保険者の種別確認: 転職後の勤務先事業所から年金事務所へ届け出が必要

・配偶者が転職したとき(退職した翌日に再就職したとき)

国民年金の任意加入について

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国籍や職業にかかわらず、必ず国民年金に加入します。なお、次の人は申し出により任意で国民年金に加入できます。

① 60歳から65歳未満の人で、老齢基礎年金を受けるための資格期間を満たさない人や、満額の老齢基礎年金を受けられない人

② 昭和40年4月1日以前に生まれた人で、老齢基礎年金を受けるための資格期間を満たさない人(70歳になるまでの間で、老齢基礎年金を受けるための資格期間を満たすまで加入できます)

③ 海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人

日本国内に親族などが住んでいる場合は、その人に協力者になってもらい、協力者を通じて最後に在住していた市役所・町村役場の窓口で手続きを行います。日本国内に協力者がいない場合は、次の窓口で本人が手続きを行います。

1. これから海外に転居する場合は、住所地の市役所・町村役場

2.すでに海外に居住している場合は、日本国内の最後の住所を管轄する年金事務所

3. 本人が日本国内に住所を有したことがない場合は、千代田年金事務所

くわしくは年金事務所にお問い合わせください。

・ 茨川年金事務所 代表

☎0279・22・1614

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

対象となる方は、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

●老齢基礎年金を受給している方

- ・ 65歳以上である
- ・ 世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- ・ 年金収入額とその他の所得額の合計が881,200円以下である

●障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方

- ・ 前年の所得額が4,721,000円＋扶養親族の数×38万円^(※)以下である

^(※) 扶養親族が、70歳以上の配偶者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

給付金の受け取りには「年金生活者支援給付金請求書」の提出が必要です。所得額が前年より低下したこと等により新たに支給対象となる方には、日本年金機構より簡易の請求書(はがき型)をお送

りしています。原則、お手続きいただいた翌月分から支給となりますので、速やかに請求手続きをお願いします。すでに給付金を受給している方は、新たな手続きは不要です。

これから老齢基礎年金等を受給し始める方は、年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きを行ってください。

給付金についてのお問い合わせは、基礎年金番号がわかるものをご用意いただき、下記までお願いします。

●納付金専用ダイヤル: ☎0570-05-4092 (ナビダイヤル)

受付時間

月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7:00まで受け付けます。

●茨川年金事務所(代表): ☎0279-22-1614

【群馬県自動車税事務所からのお知らせ】

自動車の登録手続きはお済みですか？

自動車税(種別割)は、**毎年4月1日現在**で運輸支局に登録されている自動車の所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に納付いただく税金です。

● 次のような場合には、令和5年3月31日(金)までに、運輸支局で必ず手続きを行ってください。

【変更登録】 …… 住所、氏名に変更があった場合

【移転登録】 …… 自動車を下取りに出したり、他の人に譲渡した場合

【抹消登録】 …… 自動車を使用しなくなった、または使用不能である場合

※登録手続きを委託した場合は、手続きが済んでいるか再度ご確認ください。

● 登録手続きを済ませないと以下のようなことが起こります。

〈例〉 ○引っ越しをしたが、新住所に納税通知書が届かない。

○人に譲ったり、故障しているなど、既に使用していない車の税金を納めることになる。

○下取りに出したはずの車の税金を納めることになる。

転居等により住所を変更(住民票の変更手続き済み)したが、やむを得ず車検証の住所変更の手続きが遅れる場合は、「ぐんま電子申請受付システム」で納税通知書の送付先を一時的に変更することができます。

ぐんま電子申請
受付システムは
こちらへ→



自動車税(種別割)について

群馬県自動車税事務所

☎027-263-4343

群馬県吾妻行政県税事務所

☎0279-75-3300

《お問い合わせ先》

自動車の登録について

関東運輸局群馬運輸支局

☎050-5540-2021

※軽自動車、バイクには軽自動車税が課税されます。軽自動車税については、町村役場にお問い合わせください。

住み始める時から、「いつか出ていく時」に備えておこう！ 賃貸住宅の「原状回復」トラブルにご注意

賃貸住宅から退去するときの“原状回復”費用の負担に関するトラブルが起きています

借りていた部屋のキズや汚れについて、貸主側から示された修繕の範囲や金額に納得できない！

どっちが払うの？ 修繕費用

普通に使用していたので、修繕費用は払いたくない



床が傷んでしまったから、修繕費用を払ってほしい

「原状回復」の一般的なルール：

- ・借主は、賃貸物件の「原状回復義務」を負う
- ・「通常損耗」「経年変化」「借主に責任がない損傷」は、原状回復義務に含まれない

※一般的なルールと異なる条件が契約で定められている場合があります

★トラブルを防ぐために★

- ①契約前に、契約書類の記載内容をよく確認しましょう！
- ②入居時には、賃貸物件の現在の状況をよく確認し、記録に残しましょう！
- ③入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう！
- ④退去時には、精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう！

独立行政法人
国民生活センター



吾妻郡消費生活センター

☎0279-75-1166

全国共通消費者ホットライン

#188

ご存じですか？

2023年2月6日スタート！

マイナンバーカードをお持ちの方は、
マイナポータルから転出届を
オンラインで提出できます！



いままで



(原則)対面で
転出届を提出



これまでの住所の
市区町村窓口

対面で
転入届を提出



引越し先の市区町村窓口

引越し前後で
両方の窓口に行くのは大変…



マイナポータルを利用すれば…

これから



オンライン※で
転出届を提出



これまでの住所の
市区町村窓口

※届出内容に不備がある場合等、
来庁が必要となる場合があります

対面で
転入届を提出



引越し先の市区町村窓口

引越し先の
窓口だけに
行けばOK！



マイナポータルへの
アクセスはこちら→
(ご利用には別途マイナポータル
アプリのダウンロードが必要です)



デジタル庁

県営住宅4月定期募集のご案内

- **入居可能日** 当選後、入居資格審査の結果、承認され次第個別に案内します。
- **所在地・間取り・募集戸数・家賃** 募集案内をご覧ください。
- **入居資格** 現在住宅に困っている方、世帯の収入が一定の金額以下であることなど
- **※連帯保証人は不要です。**
- **※単身での申し込みが可能です。**
- **※詳しくは募集案内または県住宅供給公社ホームページ**
(<https://www.gunma-jkk.or.jp/>)をご覧ください。
- **申し込み期間** 令和5年4月1日(土)～15日(土)
- **申し込み方法** 所定の申し込み用紙をメールまたは郵送により県住宅供給公社へ提出
- **申し込み用紙・募集案内配布場所** 県住宅供給公社(前橋市紅雲町)、県民センター(群馬県庁2階)、県土木事務所、県保健福祉事務所、市役所・町村役場など
- **その他** 入居者は公開抽選で選定します。
- **※随時申し込みを受け付けている団地もあります。詳しくはお問い合わせください。**

問い合わせ先

県住宅供給公社(住宅政策課)
☎027・2223・5811
FAX 027・2223・9808

国家公務員募集

人事院は2023年度に次の国家公務員採用試験を行います。

● **総合職試験(院卒者試験、大卒程度試験)**

● **受付期間**

3月1日(水)～3月20日(月)

● **第1次試験日**

4月9日(日)

● **一般職試験(大卒程度試験)**

● **受付期間**

3月1日(水)～3月20日(月)

● **第1次試験日**

6月11日(日)

● **一般職試験(高卒者試験、社会人試験(係員級))**

● **受付期間**

6月19日(月)～6月28日(水)

● **第1次試験日**

9月3日(日)

● **【注意】申し込みはインターネットにより行ってください。**
<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>

● **お問い合わせ先**

人事院関東事務局
(☎048・740・2006) 8



令和5年度国税専門官募集

国税局や税務署において、税のスペシャリストとして働く国税専門官(国家公務員)を募集します。

● **受験資格**

①平成5年4月2日～平成14年4月1日生まれの者

②平成14年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者

(1)大学(短期大学を除く。以下同じ。)を卒業した者及び令和6年3月までに大学を卒業する見込みの者

(2)人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

● **試験区分** 国税専門A(法文系)、国税専門B(理工・デジタル系)

● **申し込み方法等** 次のアドレスへアクセスし、説明に従って入力
<http://www.jinji-siken.go.jp/jiken.html>

● **受付期間** 令和5年3月1日(水)午前9時～3月20日(月)受信用有効

● **試験日**

● **第1次試験日**

令和5年6月4日(日)

● **第2次試験日**

令和5年6月30日(金)～7月14日(金)のいずれか第1次試験合格者で指定する日時

● **お問い合わせ先**

● **インターネット申し込みに関する問い合わせ**

人事院人材局試験課 ☎03・3581・5311(内線2332)

午前9時から午後5時(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)

● **上記以外の問い合わせ**

関東信越国税局人事第二課試験係 ☎048・600・3111 内線2097

午前8時30分から午後5時(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)

令和5年度 自衛官募集案内

募集種目	資格	受付期間 (締切日必着)	試験日	試験会場	合格発表
幹部候補生	22歳以上26歳未満の者(20歳以上22歳未満の者は大卒(見込含)、修士課程修了者等(見込含)は28歳未満の者)	第1回 3月1日～4月14日 第2回 3月1日～6月15日 (飛行要員除く。)	第1回 1次: 4月22日・23日 (23日は飛行要員のみ) 第2回 1次: 6月24日	1次: 前橋市内(予定)	①1次: 5月19日(金) ②1次: 7月21日(金) (1次合格者に2次試験等の連絡があります。)
その他、院卒者・歯科・薬剤科卒者(見込含)試験もあります。お問い合わせください。					
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の者(細部お問い合わせください。)	3月1日～5月9日	1次: 5月19日～28日 *いずれか1日を指定されます。	前橋市内及び太田市内(予定)	1次: 6月8日 (1次合格者に2次試験等の連絡があります。)
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の者(細部お問い合わせください。)	年間を通じて行っています	受付時又は自衛隊地方協力本部のHPにてお知らせします。	相馬原駐屯地 新町駐屯地	試験時にお知らせします。
予備自衛官補	一般・技能 18歳以上34歳未満の者(技能については18歳以上55歳未満 細部お問い合わせください。)	1月10日～4月6日	4月8日～23日 *いずれか1日を指定されます。	相馬原駐屯地(予定)	5月31日



自衛隊群馬地方協力本部 沼田地域事務所
自衛隊群馬地方協力本部

☎0278-23-4111
☎027-221-4471



〈公式HP〉